

新しい戸籍は戸籍簿

戸籍は、パスポートを取得する場合とか、相続登記をする場合など、いろいろなところで利用されています。

このように、戸籍は、日本人についての身分関係を登録・公証する公文書として重要なものですから、正しい文字で記載する必要があります。

しかし、戸籍の中には、氏名が誤字あるいは俗字で記載されているものもあります。そのため、官公署の窓口等でトラブルを生じ、社会生活上、不便を強いられる方々もあるようです。

そこで、平成三年一月一日以後は、従来の戸籍に誤字・俗字で記載されている氏名を新しい戸籍に記載する場合は、正しい字を用いることとなります。

① 新しい戸籍には正しい字で記載します。

(1) 従来の戸籍に氏名が誤字・俗字で記載されている方について、次のような場合には、新しい戸籍に正しい字で記載します。
ア 婚姻、転籍などによって新しく戸籍を作る場合

イ 養子縁組などによって他の戸籍へ入籍する場合など

(2) 誤字・俗字を正しい字で記載する場合には、届出の時あるいは戸籍に記載した後その旨をお知らせします。

(3) 俗字のうち、「高」とか「崎」など、一定の範囲の字については、従来のまま記載します。

② 申し出によって正しい字に訂正することもできます。

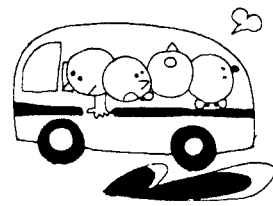
現在の戸籍については、そのままだけは正しい字には直りませんが、申し出によって、いつでも戸籍に記載されている誤字・俗字を正しい字に訂正することができます。

③ 申し出によって難しい字体をやさしい字体に直すことができます。

戸籍に記載されている氏名が、例えば「邊」と旧字体で記載されているため、ご不便を感じておられる方は、申し出により、その字体に対応する新字体(通用字体)である「辺」に直す(更生する)ことができます。

保育所(園)の入所(園)申請は

2月28日までに



平成三年度の入所(園)受け付けは、十二月一日から二月二十八日まで、市内各保育所(園)・市福祉事務所で行います。

◇ 留意事項 ◇

- (1) 入所(園)するには、母親が仕事を持っていたり、病気により、その子の保育が十分にできない場合に限られます。
- (2) 保育料は、入所(園)する児童の属する世帯全員の前年分の所得税課税額等をもとに決定されます。
- (3) 入所(園)の決定は、状況調査のうえ行います。
- (4) 現在入所(園)している児童も来年三月三十一日で措置解除になりますので、改めて申請してください。

◇ 申請方法 ◇

所定の申請書に所要事項を記入のうえ、次の書類を添えて提出してください。

◎ 入所(園)申請は保育所(園)または市福祉事務所へ

保育所(園)名	所在地	電話番号	施設長名	定員
宝 保育所	大幡1,541	(45)3080	渡 辺 幸 子	60
円通保育園	中央3-5-1	(43)4835	佐々木浩道	150
長生保育園	下谷2,954	(43)2690	山本 洋子	60
東陽保育園	古川渡655	(43)2557	折山 裕教	90
三吉保育園	法能866	(43)2385	志村 和彦	60
境 保育園	境129	(45)2296	雨宮 徹学	90
盛里保育園	朝日曾雌 1,798	(48)2053	小侯 賢明	45
川茂保育園	川茂172	(43)3321	川茂 岱定	60
さくら保育園	田野倉 1,324	(45)2700	安藤 圭子	45
開地保育園	小野623	(43)3647	亀沢布二子	60
東桂保育園	桂町1,239	(43)7185	矢羽 正子	90

- (ア) 世帯員のうち給与所得者は平成二年分源泉徴収票。
- (イ) 世帯員のうち所得税確定申告者は、平成二年分確定申告書の控えを三月十五日までに提出してください。この提出がない場合は後日四月にさかのぼって保育料の差額を追加徴収されることがあります。
- (ウ) 母親が内職及びパート勤務をしている場合は、事業所の証明。
- (エ) 母親が自営業または農業等

市福祉事務所厚生係
☎(43) 1111内線132

◇ 問合せ ◇

平成三年四月一日から九月三十日までの六ヶ月間とし、なお引き続き措置理由があれば平成四年三月三十一日まで更新されます。

◇ 入所(園) 措置期間 ◇

に従事している場合は、民生委員の証明書。
(オ) 母親が病気、出産若しくは家族に長期にわたる病人等がいて、その看護に母親があたっている場合は、医師の診断書または民生委員の証明書。